

環境保全セミナー 平成26年12月5日

## 環境影響評価法を巡る最近の動向

～改正法施行、放射性物質、迅速化・明確化、情報支援～

大森 恵子

環境省総合環境政策局環境影響評価課長

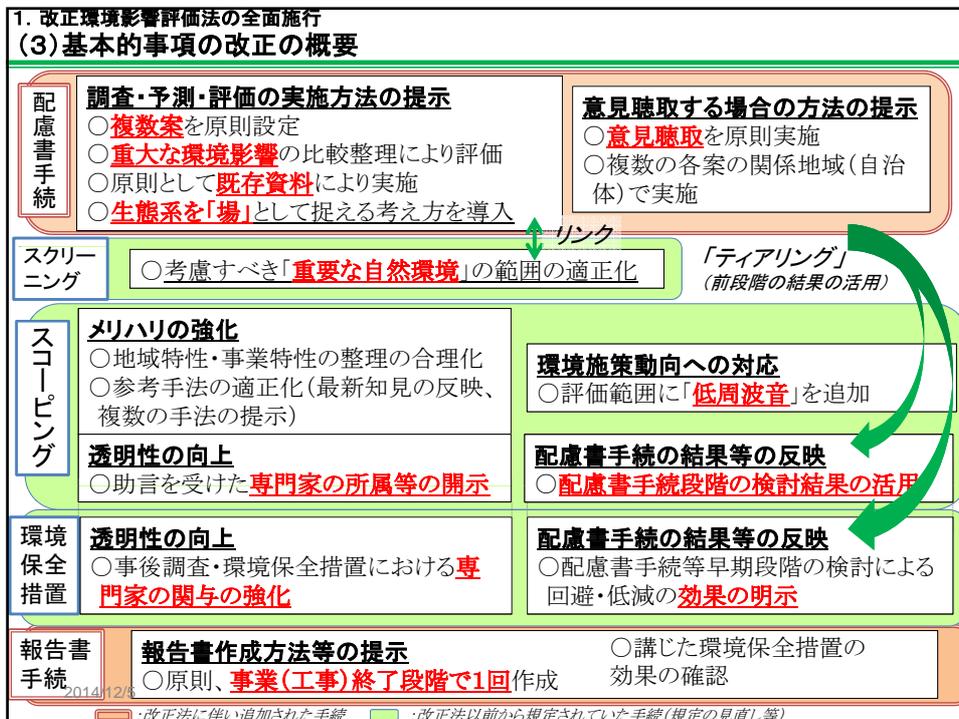
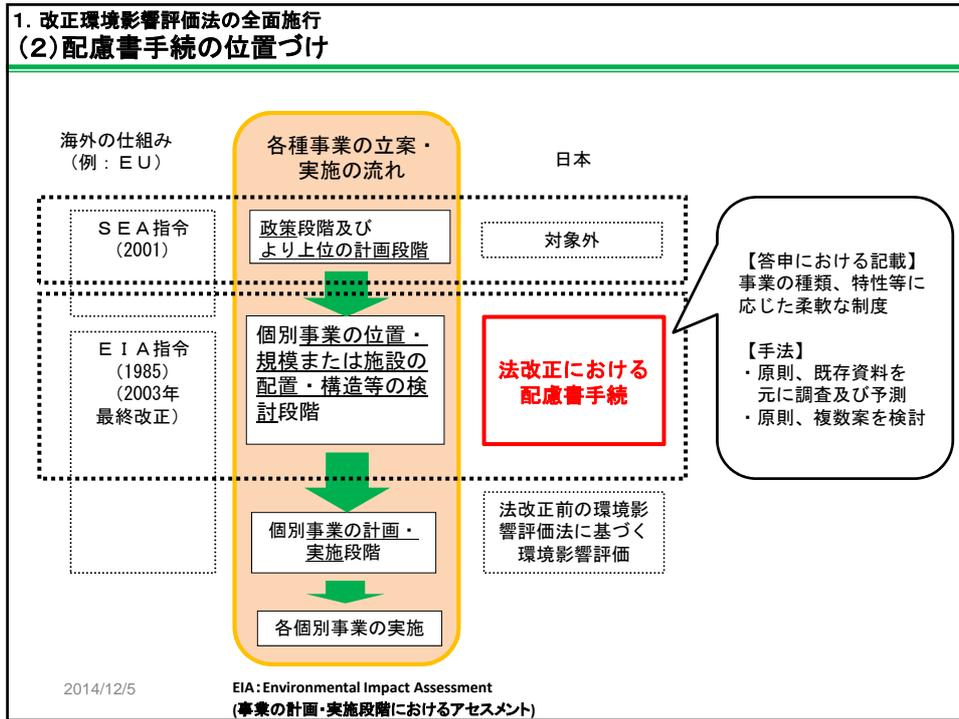
## 1. 改正環境影響評価法の全面施行

- (1) 改正環境影響評価法の全面施行に係るこれまでの動き
- (2) 配慮書手続の位置づけ
- (3) 基本的事項の改正の概要
- (4) 環境影響評価法に基づく主務省令の概要
- (5) 配慮書手続における調査等の考え方
- (6) 自治体における計画段階環境配慮書手続きの導入状況

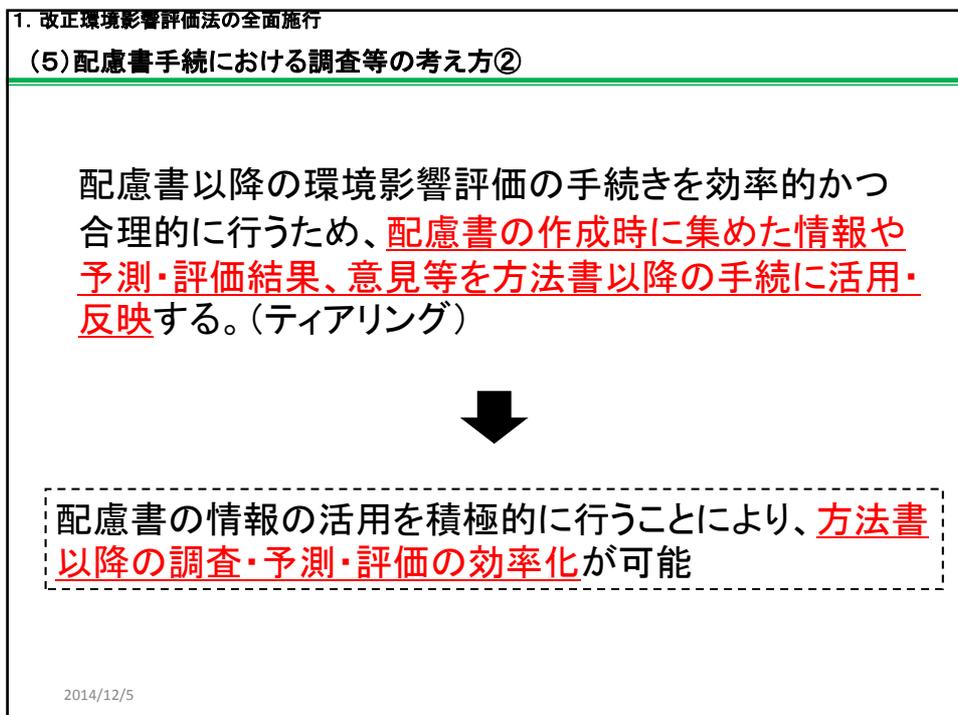
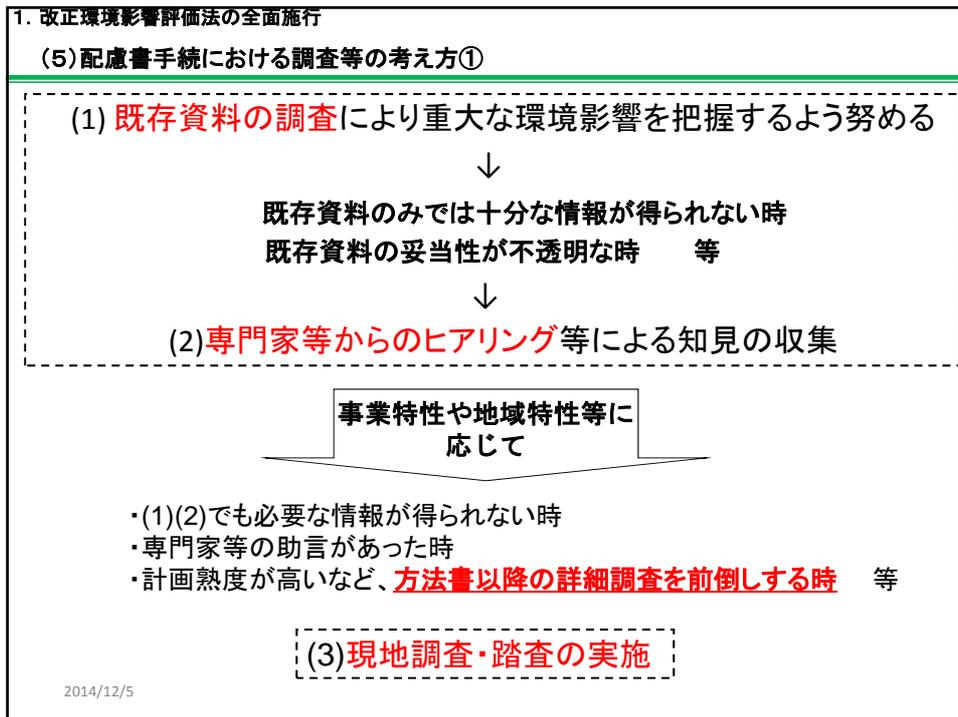
1. 改正環境影響評価法の全面施行	
(1) 改正環境影響評価法の全面施行に係るこれまでの動き①	
環境影響評価法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)に関するこれまでの主な動きについては、以下のとおりである。	
平成22年 2月22日	「今後の環境影響評価制度の在り方について」中環審答申
3月19日	改正法案国会(第174回常会)提出
平成23年 4月22日	改正法成立(第177回常会)
4月27日	改正法公布
10月14日	改正法第1段施行に対応するための改正政省令公布
平成24年 4月1日	改正法第1段施行 ① 交付金の交付対象事業を法対象事業に追加 ② 方法書説明会の開催の義務化 ③ インターネットの利用等による環境影響評価図書の公表の義務化 ④ 評価項目等の選定段階における環境大臣意見の主務大臣に対する技術的助言を規定 ⑤ 事業の影響が単独の政令で定める市の区域内のみに収まると考えられる場合当該政令で定める市から事業者への直接の意見提出 等
4月2日	基本的事項告示
10月24日	改正法第2段施行に対応するための改正政省令公布
11月6日	環境省所管主務省令公布(廃棄物最終処分場)
2014/12/5	

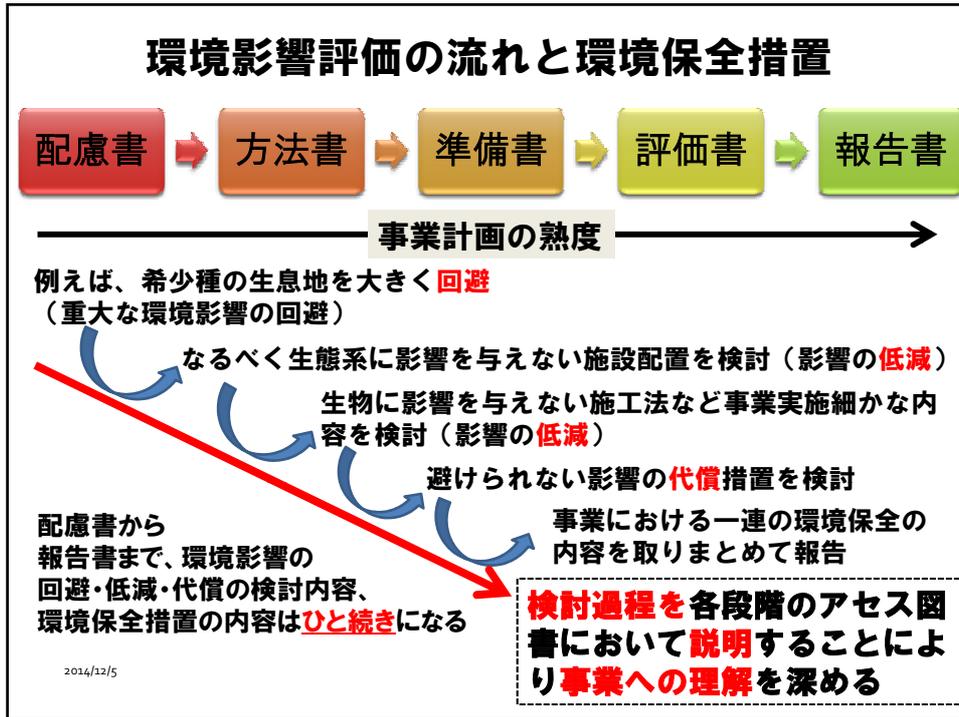


1. 改正環境影響評価法の全面施行	
(1) 改正環境影響評価法の全面施行に係るこれまでの動き②	
平成25年 3月21日	経済産業省所管主務省令公布(発電所)
3月29日	防衛省所管主務省令公布(飛行場)
3月	「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」作成
4月1日	国土交通省等所管主務省令公布(道路・河川・鉄道・飛行場・埋立・土地区画整理事業等) 農林水産省所管主務省令公布(林道) 経済産業省所管主務省令公布(中小機構が行う宅地造成事業)
4月1日	改正法第2段施行(完全施行) ① 計画段階環境配慮書手続の義務化 ② 環境保全措置等の実施状況の公表等の手続の義務化 等
平成26年 10月16日	環境影響評価法施行令の一部を改正する政令公布 (法第十条第四項の政令で定める市に相模原市を追加)
<p>※平成22年2月の中央環境審議会答申を受け、風力発電施設の設置の事業を法対象事業に追加した(平成24年10月1日施行)。          ※配慮書手続の創設により、平成19年度に策定した「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」について、平成25年3月31日限りで廃止した。</p>	
2014/12/5	







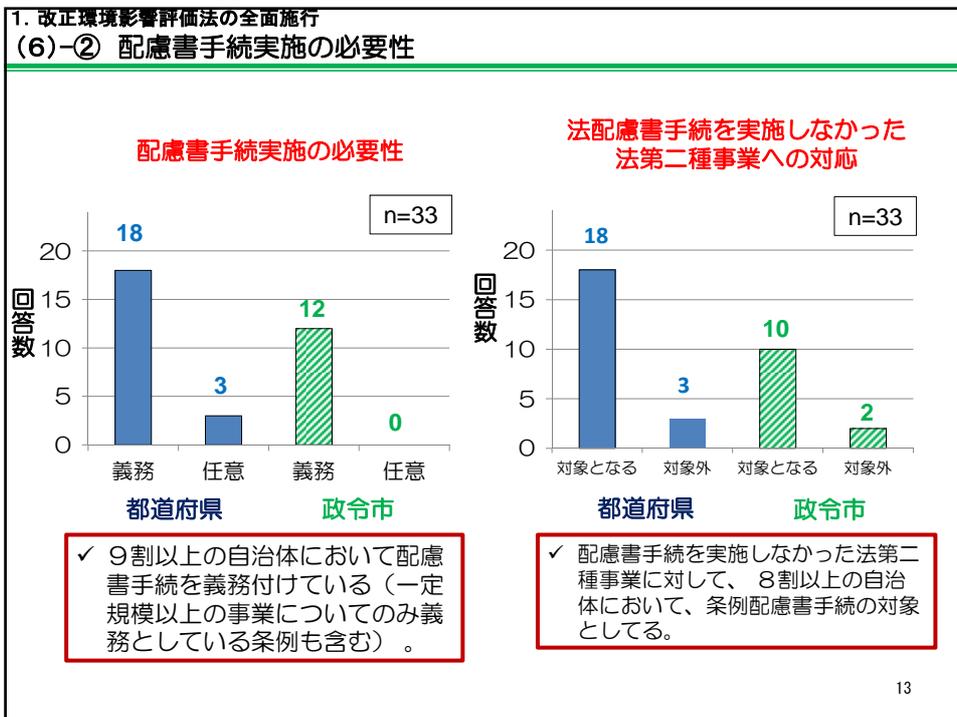
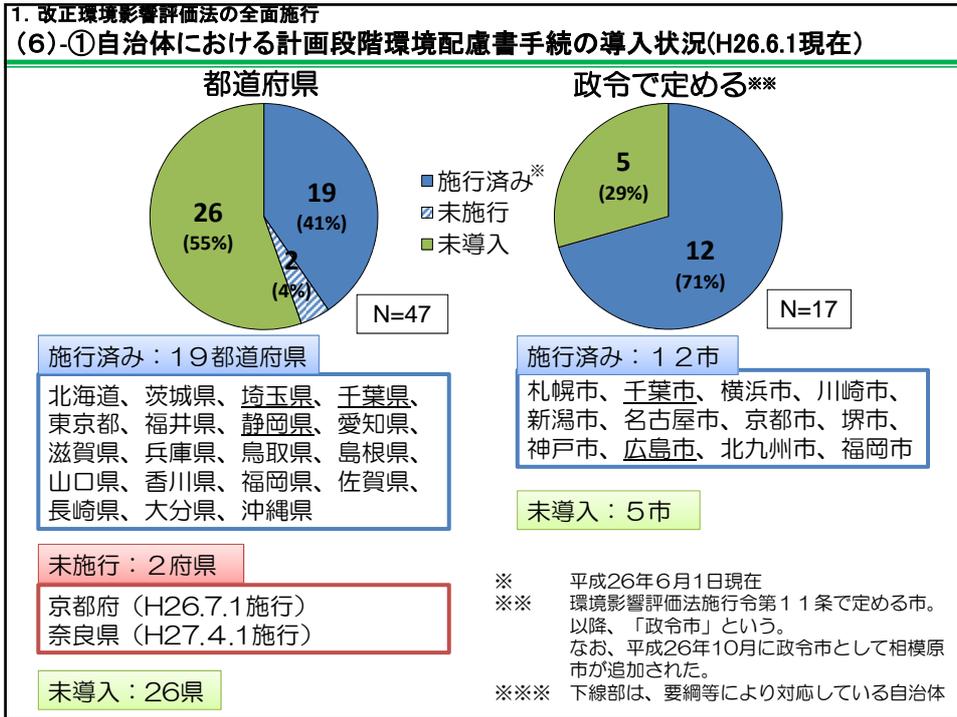


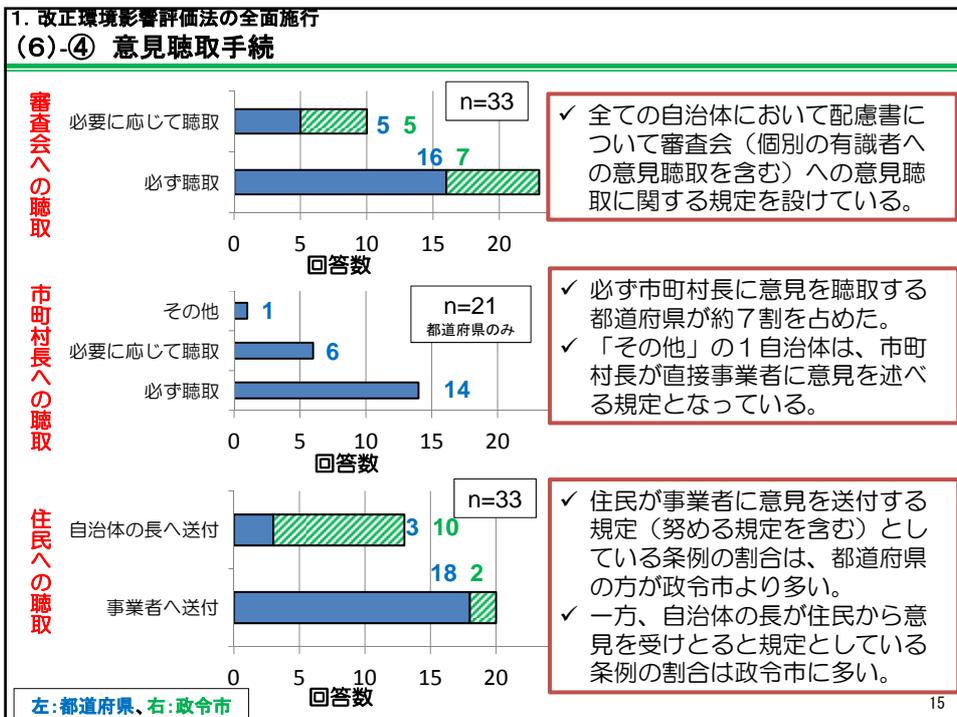
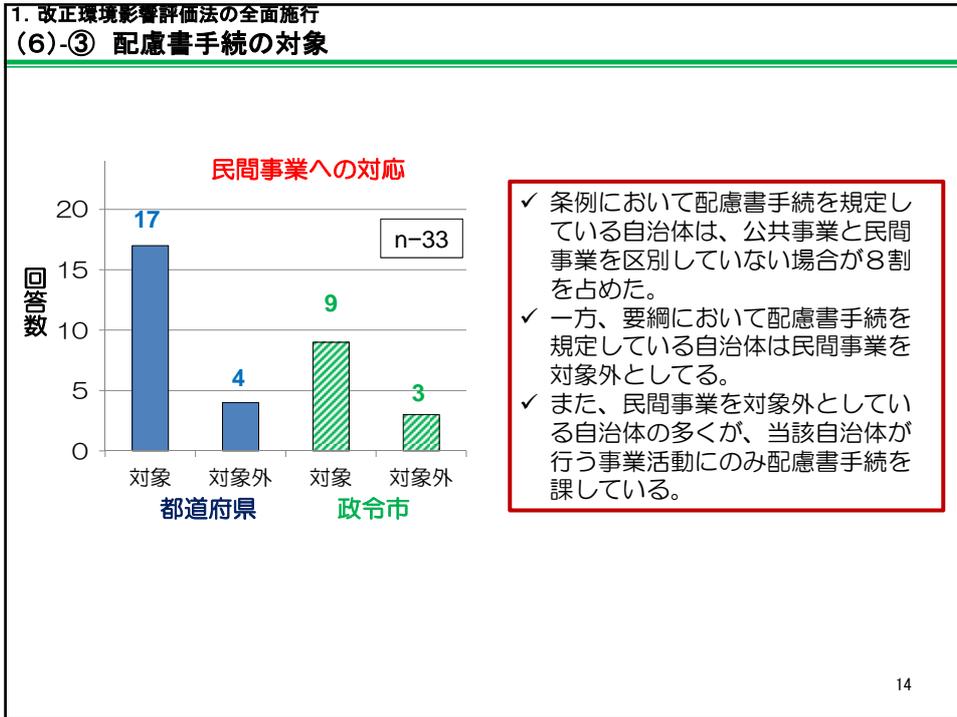
### 計画段階配慮手続に係る技術ガイド

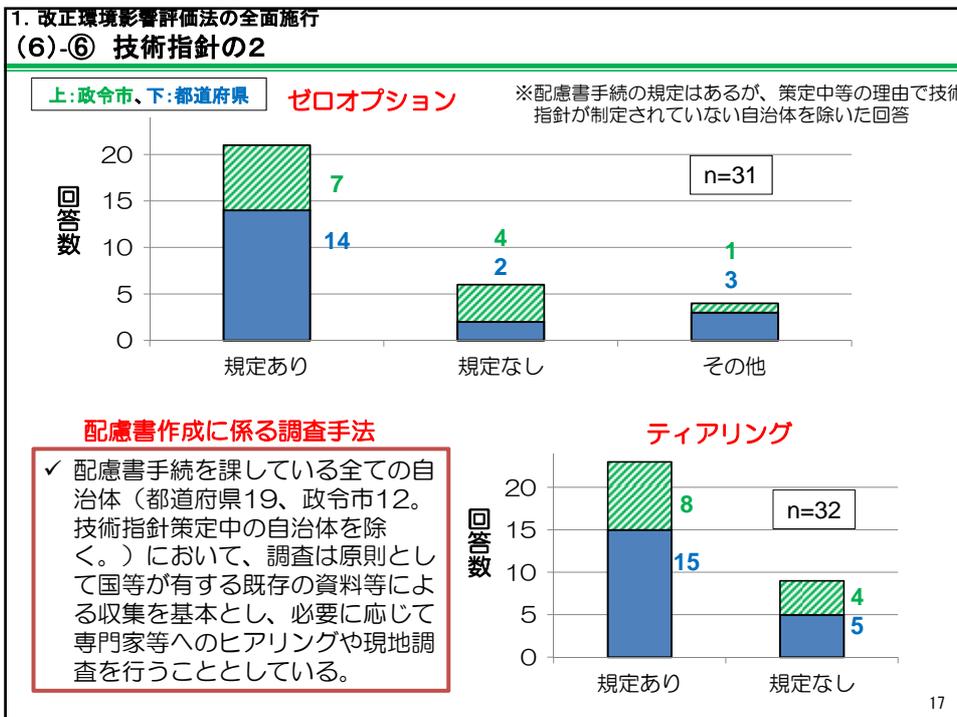
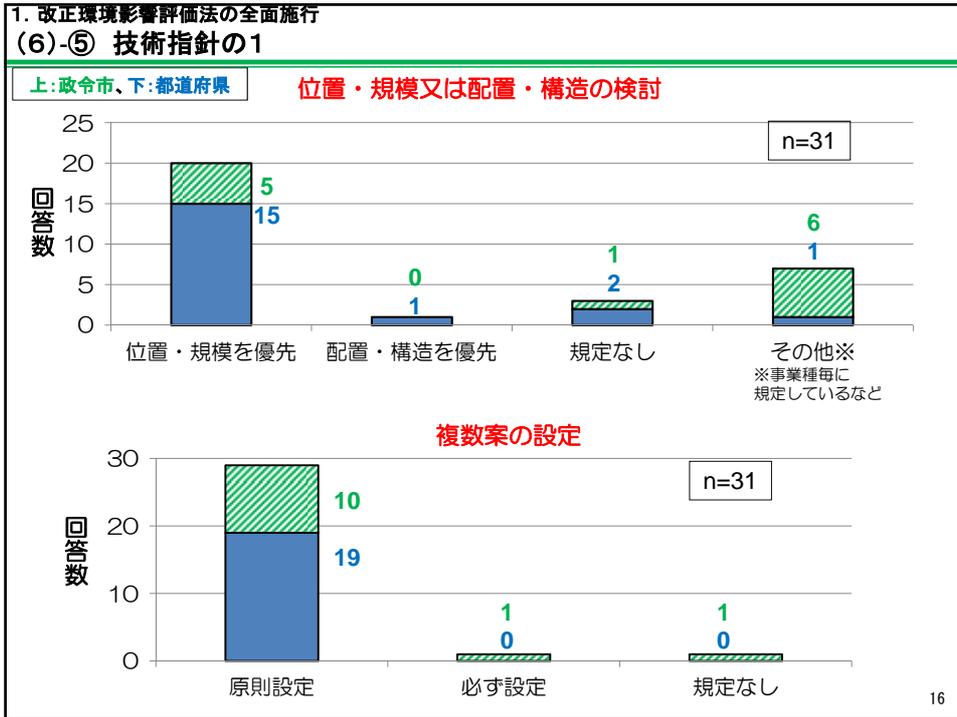
- 「計画段階環境配慮書の考え方と実務」(平成25年12月、成山堂書店)

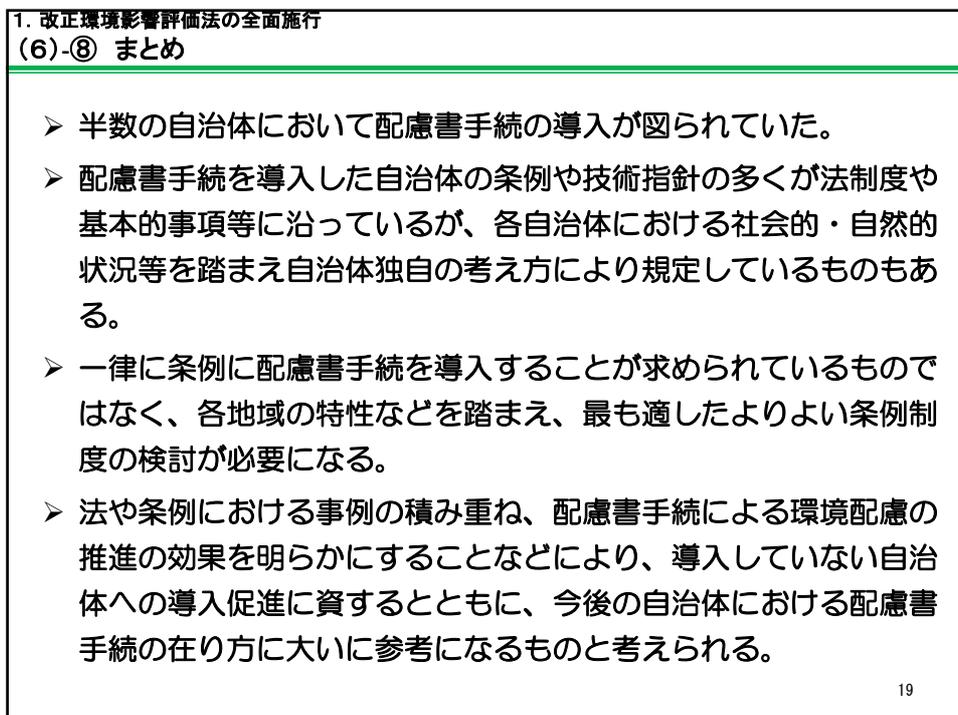
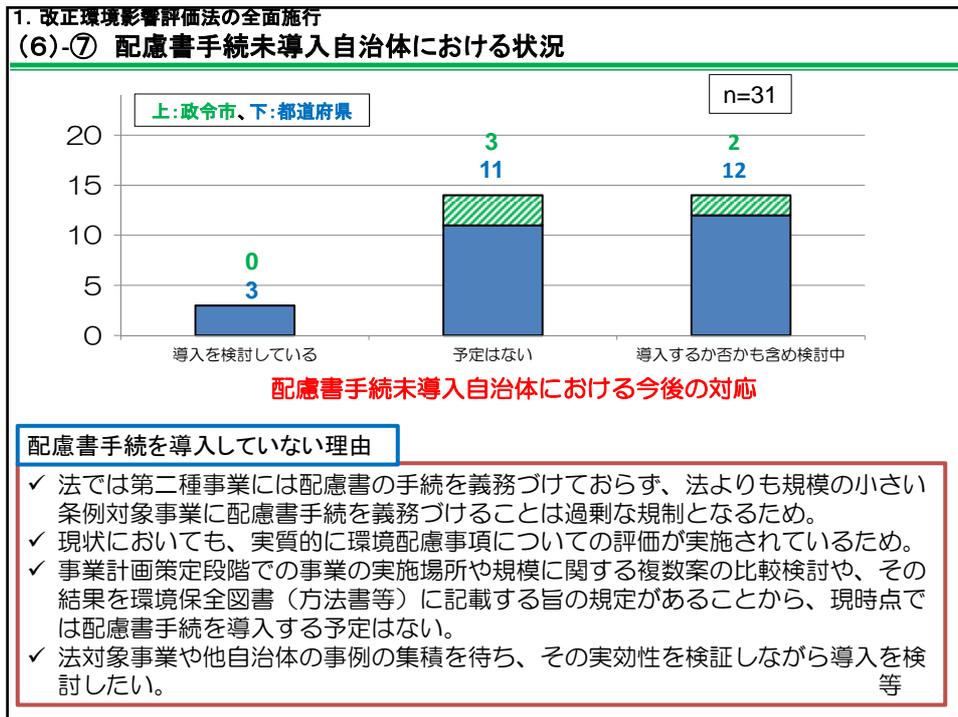
- 他に、各省庁による一部個別事業の手引きやガイドライン

2014/12/5









A rectangular box with a black border containing a green horizontal bar with white text. Below the bar is a white area with a small page number in the bottom right corner.

**2. 環境影響評価法における  
放射性物質適用除外の削除**

21

### 環境影響評価法における放射性物質適用除外規定の削除

**【背景・趣旨】**  
 ○平成25年6月「放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律」によって、環境影響評価法における放射性物質に係る適用除外規定が削除（施行日：平成27年6月1日）。  
 ○放射性物質に係る環境影響評価の手法等について検討を行うため、「環境影響評価の基本的事項等に関する技術検討委員会」（局長委嘱）を開催。平成26年6月に報告書を取りまとめ、基本的事項を告示。

**【検討委員会報告書概要】**

○環境影響評価法における位置付け：「一般環境中の放射性物質」  
 ○環境影響評価法で放射性物質を取り扱う必要がある事業：

- ①土地の形状の変更等に伴い放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれのある事業
  - ✓ どのような場合に放射性物質に係る環境影響評価を行うかは事業ごとに事業者が判断
  - ✓ 「避難指示区域」等で法対象事業を実施する場合が一つの目安
- ②供用中に放射性物質を取扱いうる事業
  - ✓ 原子力発電所については、炉等規制法に基づき審査。
  - ✓ 廃棄物最終処分場については、汚染対処特措法や廃棄物処理法に基づき管理。

○環境の汚染の状況の把握の方法：「空間線量率等」  
 ○調査、予測及び評価の手法：国や自治体のモニタリング情報を活用、必要に応じて実測  
 ○環境保全措置の考え方：福島県内における建設副産物の再利用等に関する基本的考え方、除染関係ガイドライン等を参考

基本的事項で規定

**【検討委員会委員】**

浅野 直人 福岡大学法科大学院特任教授	崎田 裕子 環境カウンセラー・ジャーナリスト	細見 正明 東京農工大学教授
飯本 武志 東京大学環境安全本部准教授	田中 充 法政大学社会学部教授	森 久起 日本環境安全事業株式会社
岡田 光正 放送大学教授 広島大学名誉教授	中静 透 東北大学大学院生命科学研究所教授	中間貯蔵事業準備室技術アドバイザー
坂本 和彦 埼玉県環境科学国際センター総長	福島 武彦 筑波大学生命環境科学研究科教授	(独)国立環境研究所 廃棄物適正処理処分研究室長

**【今後の対応】**  
 ○関係省庁が事業種ごとの主務省令を定めた上で、改正法は平成27年6月1日施行。  
 ○放射性物質に係る環境影響評価を行う際に参考となる調査・予測・評価の手法や環境保全措置の内容について平成26年末を目途に、技術ガイドを作成。

## 3. 環境アセスメントの迅速化・明確化等

- (1) 環境アセスメントの迅速化
- (2) 短縮目標
- (3) 環境アセスメントの簡素化(火力リプレース関係)
- (4) 環境アセスメントの簡素化(風力・地熱関係)
- (5) 火力発電所の環境アセスメントに係る二酸化炭素の取扱いの明確化
- (6) 洋上風力発電所の環境アセスメント

## 4. 環境アセスメントの迅速化・明確化

## (1) 環境アセスメントの迅速化等について

○エネルギー源の供給途絶や価格の乱高下等、予期せぬエネルギー情勢の変化があったとしても、低廉な価格で必要な時に必要な量のクリーンなエネルギーを安心して利用できる社会を目指す一方で、東日本大震災以降、老朽火力の焚き増し等により、火力発電の燃料コストが大幅に増加し、再生可能エネルギーの導入は依然その水準は低い状況にある。

○こうした状況を受けて、**日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)**において、

ー3、4年程度かかると想定される**風力・地熱発電事業に係る環境アセスメントの手続期間の半減を目指すこと**

ー通常3年程度かかる**火力発電所のリブレースに係る環境アセスメントの手続期間を最短1年強に短縮することを目指す**(**新增設についても短縮に取り組む**)、また、火力発電所の審査における**CO2の取扱いを明確化**すること

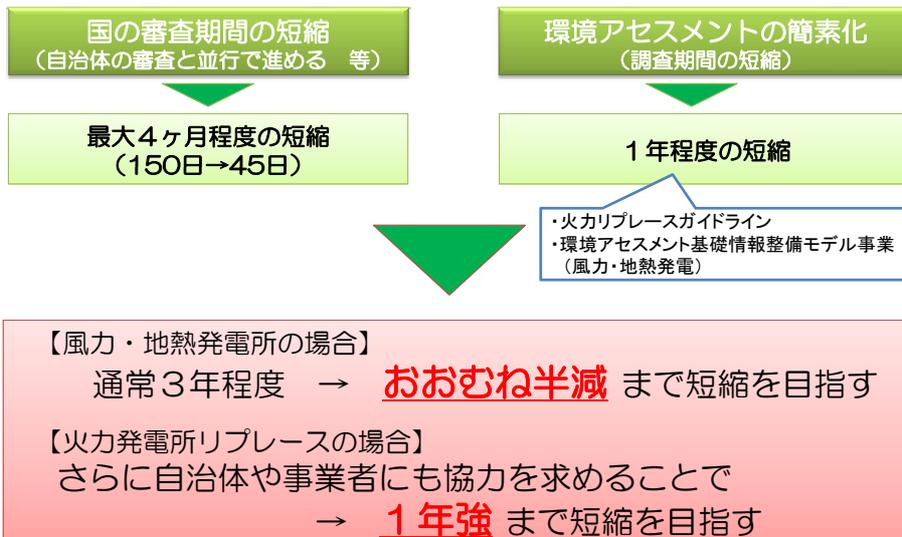
が盛り込まれ、これらによって、民間企業が円滑に投資できる環境を整備することとされた。

○加えて、上記の方針を具体的施策に落とし込んでいる**規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)**が策定された。

24

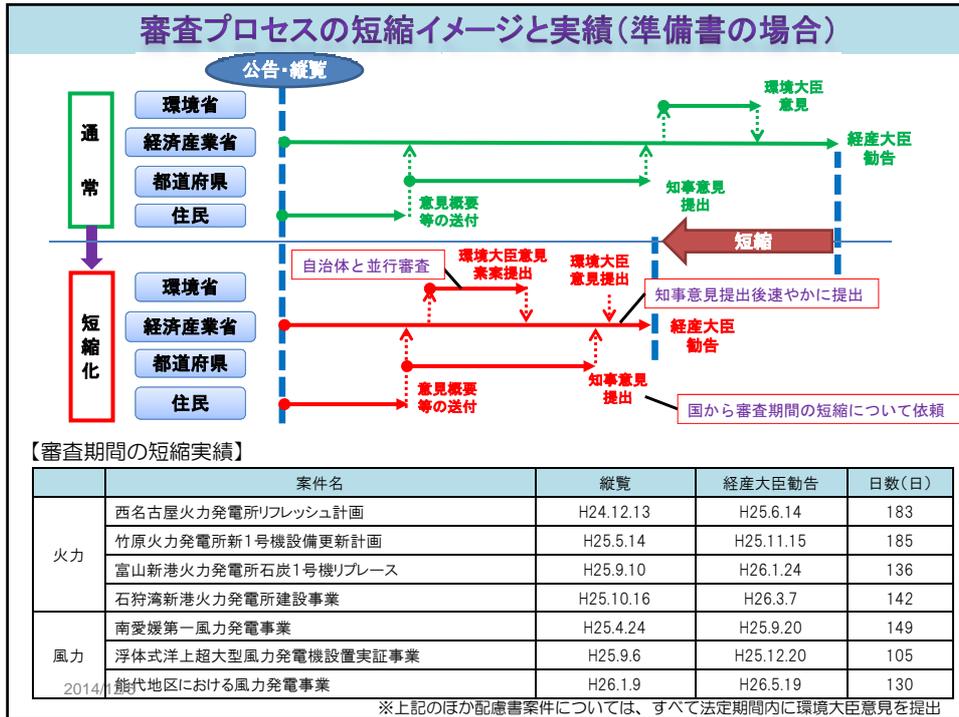
## 4. 環境アセスメントの迅速化・明確化

## (2) 短縮目標



※平成25年4月1日から導入された配慮書手続についても、方法書～評価書と同様の考え方で最大限短縮努力を行うこととしている。

2014/12/5



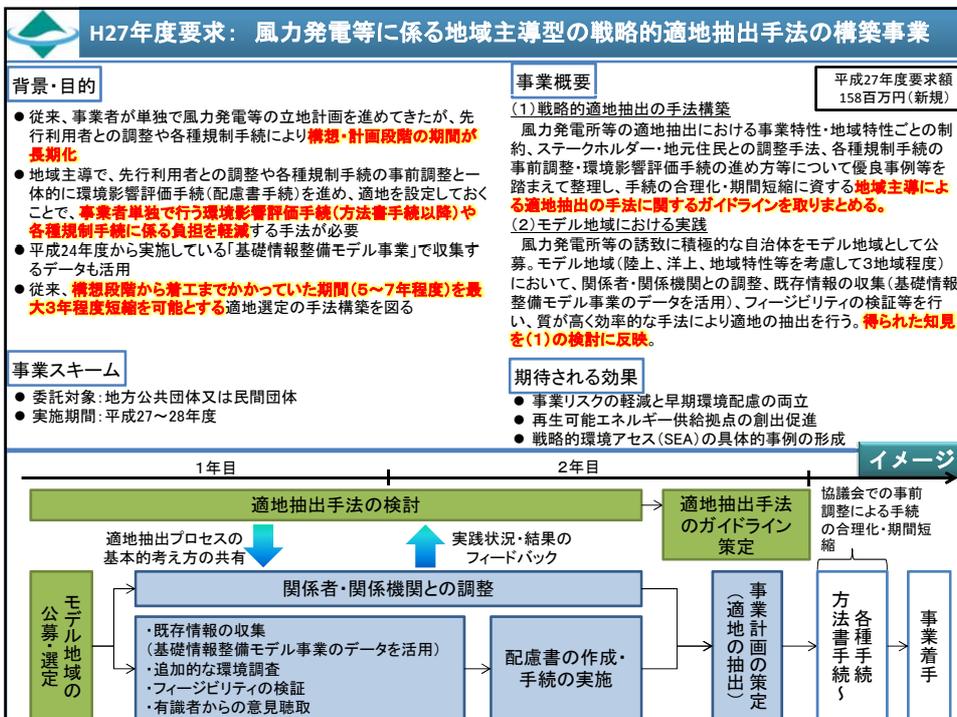
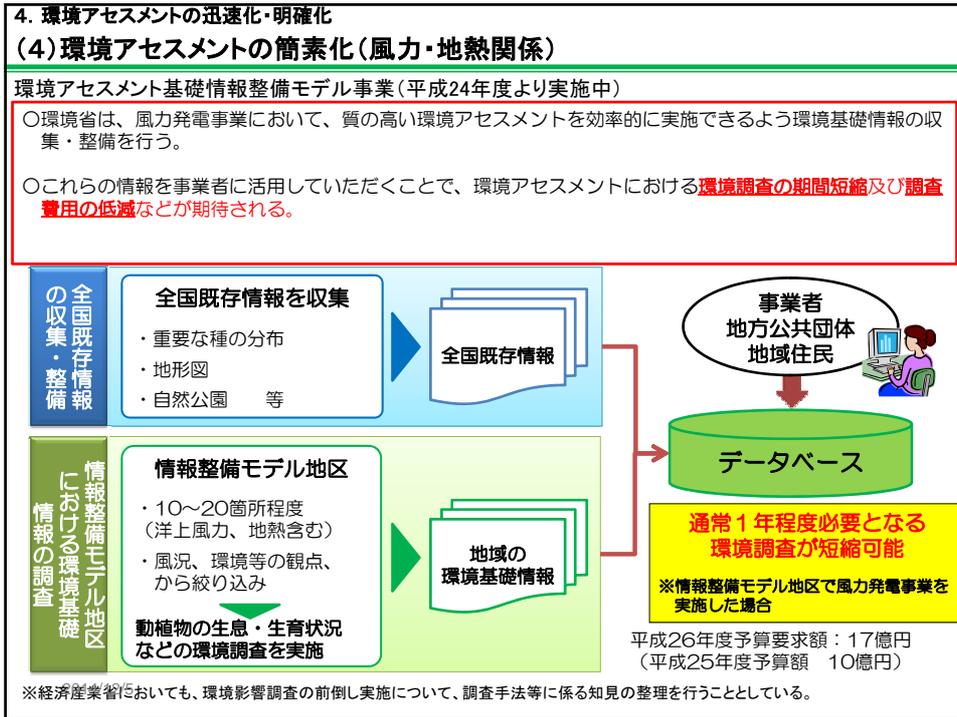
#### 4. 環境アセスメントの迅速化・明確化

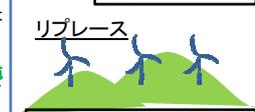
##### (3) 環境アセスメントの簡素化(火力リプレース関係)

○リプレース後に発電所からの「温室効果ガス排出量」「大気汚染物質排出量」「水質汚濁物質排出量」「温排水排出熱量」の低減が図られること、対象事業実施区域が既存の発電所の敷地内又は隣接地に限定されることなどを条件に、**1年程度要する環境調査の省略等を可能とする。**

<b>大気質</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大気汚染物質の排出濃度、排出量がリプレース前と同等あるいは減少する</li> <li>● 排出量1時間値の着地濃度がリプレース前と同等あるいは減少する</li> <li>● リプレース後の煙突等の設備が、リプレース前の対象事業実施区域から300m以上移動しない 等</li> </ul>	➔	気象状況・濃度状況の調査が省略可能
<b>温排水</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 温排水の熱量がリプレース前と同等あるいは減少する</li> <li>● 放水口が100m以上移動しない</li> <li>● 排出先の水面又は水中の別が変わらない</li> </ul>	➔	海生物の調査が省略可能
<b>動植物</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 下記いずれかに該当する</li> <li>・対象事業実施区域及びその周辺で動植物の重要種が確認されていない</li> <li>・重要種が確認されているが、緑地を改変しない又は緑地以外の重要種の生息・生育適地の総面積が減少しない 等</li> </ul>	➔	環境影響評価項目として選定しない

※環境アセスメント手続を行う前に事業者が先行的に適切な環境調査を行っている場合は、  
 ※その火力発電所を利用することによる環境影響評価の環境調査項目を要するガイドラインより



 <b>H27年度要求：風力発電設備に関する環境保全措置実証事業</b>		平成27年度要求額 352百万円(新規)
<b>背景・目的</b>	<b>事業目的・概要等</b>	<b>イメージ</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>これまで、質が高く効率的な環境影響評価に必要な環境基礎情報の収集を行ってきたところ、さらなる再生可能エネルギー導入促進には、設置に当たっての環境影響を現に低減させることが不可欠。</li> <li>風力発電施設の設置に関しては、鳥類への影響(バードストライク)及び騒音等の主な環境影響要因について、根本的な環境保全措置が可能ならば、設置拡大に大きな牽引力。</li> <li>また、初期に設置された風力発電施設は耐用年数が近づいており、大規模化も念頭にリプレースの検討時期。リプレースに必要な知見不足により予見可能性が低い等の理由から、撤退を検討している事業者も存在する。リプレース時の諸課題の一つとして、環境影響を適切に把握し、合理的な環境影響評価手法を検討することは、設置拡大に必要不可欠。</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>環境保全措置実証</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                 バードストライク:羽の色、音、光...             </div>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                 騒音:羽の形状、ナセルの素材、基礎の振動軽減...             </div> <p style="text-align: center;"><b>リプレース</b></p>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                 立地条件: 山間、海岸、平地...                  内容: 出力変更、基数変更...                  順序: 事業を実施しながらどのように順次リプレースを行うか。             </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                 効率的かつ質の高い環境影響評価を実現！             </div>	
<b>事業概要</b>	<p>(1)環境保全措置実証事業 (200百万円)⇒<b>根本的な環境保全措置の検討</b></p> <p>風力発電所の設置に当たって特に問題となることが多い①バードストライク及び②騒音に着目し、環境保全措置として効果的な技術を選定。その上で、実地での設置及び技術内容の検証を行う地域・プロジェクトを特定し、当該地域で実際に風力発電施設を設置し、その効果を検証する。例えば、バードストライクについては風車の羽の彩色、音波や光源による鳥の接近回避等が、騒音については羽の形状、ナセル等の利用素材等が検証すべき技術として想定される。</p> <p>※バードストライク対策に係る効果的な技術の選定等(下線部)については、<b>野生生物課のバードストライク対策事業(自然に配慮した再生可能エネルギー推進事業)で平成27年度に実施</b></p> <p>(2)風力発電設備のリプレースにおける環境影響評価(調査・予測・評価)の合理化手法検討(150百万円)</p> <p>⇒<b>合理的な環境影響評価手法の検討による効率的なリプレースの推進</b></p> <p>リプレースを予定している事業者を立地条件(山間地域、海岸地域等)やその内容(出力変更、基数変更等)毎に事例として選定し、環境影響評価手続の実施を支援するとともに、リプレース前後の環境影響を調査分析、実証することにより、効果的かつ効率的な環境影響評価手法の検討を行う。</p>	
<b>事業スキーム</b>		
(1)委託対象:民間団体 実施期間:4年間 (2)委託対象:民間団体 実施期間:4年間		

**(5)火力発電所の環境アセスメントに係る二酸化炭素の取扱いの明確化**

東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ (平成25年4月経済産業省・環境省)

**1. 電気事業分野における実効性ある地球温暖化対策のあり方**

- 国の目標と統合的な電力業界全体の実効性ある取組を確保し、以下を主な内容とする枠組みの構築を促す。
  - ① 国の計画と統合的な目標が定められていること
  - ② 新電力を含む主要事業者が参加すること
  - ③ 責任主体が明確なこと(小売段階に着目)
  - ④ 目標達成に、参加者が全体として明確にコミットしていること
  - ⑤ 新規参入者等に対しても開かれており、かつ事業者の予見可能性が高いこと

**2. 環境アセスメントにおける二酸化炭素の取扱い**

- 下記の観点により必要かつ合理的な範囲で審査する。
  - (1)BAT(Best Available Technology)
    - 竣工に至るスケジュール等も勘案しながら、アセス手続中の最新発電技術等の採用の可能性を検討した上で、既に商用プラントとして運転中の最新鋭の技術以上を採用すること
  - (2)国の目標・計画との整合性
    - a)中期目標(2020年目標)との関係
      - 電気事業全体の枠組へ参加
      - 枠組が構築されるまでの間は、天然ガスを超過する分を海外での削減の取組等により措置
    - b)2050年目標との関係
      - CO2分離回収設備の実用化に向けた技術開発等

2014/12/5 こうした考え方等に基づき、これまでに5件の石炭火力発電配慮書の環境大臣意見を提出

### 最新鋭の発電技術の商用化及び開発状況(BATの参考表)

・発電技術の開発動向も勘案して、発電技術を3つに分類し、BATの採用の参考となるよう規模や燃料種に応じて整理し、関係局長級会議において暫定版として取りまとめ。

・平成26年4月にBATの参考表を見直し。原則として毎年度見直し、必要に応じ随時更新。

#### (A)既に運転開始をしている最新鋭の発電技術(抜粋)

発電規模 【kW】	発電方式 【燃焼度等】	燃料		フェーズ	設計熱効率 (発電端) 【%：HHV】 (カッコ内の 値は%：LHV)	設計熱効率 (送電端) 【%：HHV】 (カッコ内の 値は%：LHV)
		燃料種	燃料仕様			
<b>石炭火力</b>						
90～110万 kW級	微粉炭火力 【超々臨界 圧(USC)】	石炭	○瀝青炭で灰融点の高い 石炭(灰溶融温度 1400超)主体	商用運転中	43 (45)	40 (42)
70万kW級	微粉炭火力 【超々臨界 圧(USC) ／超臨界 圧(SC)】	石炭	○瀝青炭で灰融点の高い 石炭(灰溶融温度 1400超)主体	商用運転中	42.5 (44.5)	40 (42)
60万kW級	微粉炭火力 【超々臨界 圧(USC)】	石炭	○瀝青炭で灰融点の高い 石炭(灰溶融温度 1400超)主体	商用運転中	42 (44)	39 (41)
50万kW級	微粉炭火力 【超臨界圧 (SC)】	石炭	○瀝青炭で灰融点の高い 石炭(灰溶融温度 1400超)主体	商用運転中	42.5 (44.5)	39.5 (41.5)

2014/12/5

※BAT参考表の見直しに伴い、新たに追加された項目

#### (A)既に運転開始をしている最新鋭の発電技術(続き)

天然ガス火力						
<東日本(50Hz地域)>						
80万kW級	GTCC 【1450級】 【多軸型】	LNG	-	商用運転中	50.5 (56)	49 (55)
50万kW級	GTCC 【1500級】 【一軸型】	LNG	-	商用運転中	53 (59)	52 (58)
40万kW級	GTCC 【1400級】 【一軸型】	LNG	-	商用運転中	52 (58)	51 (57)
<西日本(60Hz地域)>						
60万kW級	GTCC 【1300級改良型】 【多軸型】	LNG	-	商用運転中	52 (58)	51 (57)
40万kW級	GTCC 【1500級】 【一軸型】	LNG	-	商用運転中	52 (58)	51 (57)
30万kW級	GTCC 【1400級】 【一軸型】	LNG	-	商用運転中	51 (57)	50 (56)
20万kW級	GTCC 【1200級】 【一軸型】	LNG	-	商用運転中	51.5 (57)	50.5 (56)

※BAT参考表の見直しに伴い、新たに追加された項目

2014/12/5

**(B) 商用プラントとして着工済み又は環境アセスメント手続き中の発電技術**

発電規模 【kW】	発電方式 【燃焼度等】	燃料		フェーズ	設計熱効率 (発電端)	設計熱効率 (送電端)
		燃料種	燃料仕様		【%：HHV】 (カッコ内の 値は%：LHV)	【%：HHV】 (カッコ内の 値は%：LHV)
<b>石炭火力</b>						
60万kW級	微粉炭火力 【超々臨界圧 (USC)】	石炭	○遡青炭で灰融 点の高い石炭 (灰溶解温度 1400 超) 主体	<b>建設中</b> 【2020年度商用運転開始予定】	42.5 (44.5)	40.5 (42.5)
<b>天然ガス火力</b>						
<東日本(50Hz地域)>						
70万kW級	(GTCC) 【1600 級】 【一軸型】	LNG	-	<b>建設中</b> 【2016年商用運転開始予定】	54.5 (61)	53 (59.5)
50万kW級	(GTCC) 【1600 級】 【一軸型】	LNG	-	<b>環境アセスメント手続中</b> 【2018年度商用運転開始予定】	56 (62)	55 (61)
<西日本(60Hz地域)>						
110万kW級	(GTCC) 【1600 級】 【多軸型】	LNG	-	<b>建設中</b> 【2017年度商用運転開始予定】	55.5 (62)	54 (60.5)
50万kW級	(GTCC) 【1600 級】 【一軸型】	LNG	-	<b>平成25年度8月運転開始</b> (革新的技術のため、経済性、 信頼性について確認中)	54 (60)	52.5 (58.5)

※BAT参考表の見直しに伴い、新たに追加・変更された項目

**(C) 上記以外の開発・実証段階の発電技術(省略)**

**(6) 洋上風力発電所の環境アセスメント**

**現状**

- 風力発電は再生可能エネルギーの一つとして導入量が増加しているが、陸上における適地が少なくなっている。
- 洋上は風が強く、その変動が少ないため、安定かつ効率的な発電が見込まれる。
- 固定価格買取制度においては、H26年度から、陸上風力とは別に洋上風力（着床式）の価格が設定された（陸上風力の約1.6倍の価格）。

売電目的で稼働中	着床式	せたな（北海道）、酒田（山形県）、かみす（茨城県）
実証事業で稼働中	着床式	鏡子（千葉県）、北九州（福岡県）
環境影響評価手続き中	着床式	石狩湾新港（北海道）、むつ小川原港（青森県）、安岡沖（山口県）

※福島（福島県）、五島（長崎県）では浮体式の洋上風力発電が実証事業で稼働中。  
環境影響評価についても、手続を行った事例は数少ないが、今後洋上風力の増加が見込まれることから、さらに知見を収集していくことが必要。

**事例**

例えば、浮体式洋上超大型風力発電機設置実証事業（福島県沖）について、主に以下の観点から環境大臣意見を提出

- ① 海洋等への環境影響は未だ知見が少なく、本事業による知見が今後の洋上風力発電の普及に向けて極めて有用なものと期待
- ② その観点から、事後調査及び必要に応じた追加的な環境保全措置を講じ、それらの結果を公表すること
- ③ 鳥類を忌避させるような環境保全措置を検討するとともに、バードストライクに係る必要な事後調査を実施すること 等

## 4. 情報支援の取り組み

- (1) 環境影響評価情報支援ネットワーク
- (2) 環境アセスメント基礎情報整備モデル事業
- (3) 小規模火力発電に係る環境保全対策ガイドライン

36

### (1) 環境影響評価情報支援ネットワーク

#### 環境影響評価情報支援ネットワーク(アセス支援ネット)

国民、地方公共団体、事業者などが広く利用・活用できる環境影響評価制度に関する様々な情報を公開 (<http://www.env.go.jp/policy/assess/index.html>)

＜アセス支援ネットで公開している環境アセスメント情報＞

トップページ	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 環境影響評価法に基づく住民意見募集案件の紹介</li> <li>• 最新のトピックス(検討会・審議会の開催案内、検討会資料の更新情報等)の紹介</li> </ul>
環境アセスメント入門	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 環境アセスメント制度の基本情報の紹介</li> <li>•パンフレットの紹介等</li> </ul>
環境アセスメント制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 環境影響評価法、環境影響評価施行令等の国の環境アセスメント制度の紹介</li> <li>• 地方公共団体における環境アセスメント制度の紹介</li> </ul>
環境アセスメント事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 環境影響評価法等に基づく環境アセスメント事例の概要情報の紹介</li> <li>• 環境影響評価法の施行状況の紹介</li> </ul>
環境アセスメント技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 環境アセスメント技術に関する技術検討会や検討会報告の紹介</li> <li>• 配所書や環境保全措置の参考事例等の環境アセスメント実施に役立つ各種データの紹介</li> </ul>
研究会・検討会	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 各種検討会報告書、配布資料等の紹介</li> </ul>
環境アセスメント用語集	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 環境アセスメントに関連する専門用語、基礎用語等400語程度の収録</li> </ul>
関連リンク	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 海外機関、関連団体、環境アセスメント制度を有する地方公共団体などへのリンク情報</li> </ul>

(1)環境影響評価情報支援ネットワーク  
**アセス支援ネットにおける出現生物種情報の公開①**

➤ 環境影響評価法が施行されてから10年以上が経過し、法や条例による環境影響評価手続が実施された事例が積み上がってきた※。  
 ※平成26年3月末現在、165件の事業が法による環境影響評価手続を完了

➤ 平成25年4月から、計画段階環境配慮書手続を導入。配慮書の調査については、既存資料による情報収集が原則。

↓

➤ 過去の環境影響評価書の生物種情報を整理し、公開することで、以下の効果を期待。

- 事業者が配慮書を作成する際の既存資料として活用
- 事業者は、貴重な動植物などの位置を把握することで、あらかじめそれらを回避した事業計画の検討が可能
- 自治体等が審査する際の参考情報として活用 等

↓

➤ 盗掘・採集・人の接近などの影響に配慮した情報公開のレベル設定が求められる。

➤ 一方で、公開する内容の精度が粗すぎると活用することが難しくなる。

2014/12/5 **公開にあたっての考え方が重要**

(1)環境影響評価情報支援ネットワーク  
**アセス支援ネットにおける出現生物種情報の公開②**

<公開にあたっての考え方>

- 生物分類ごとに公開レベルを個別に設定。
- ✓ 環境省レッドデータを含む動植物の2次メッシュ(10kmメッシュ)精度の分布情報を公開
- ✓ ただし、植物のレッドデータブック掲載種については、環境省が設定する公開種561種※以外非公開

※「公開種561種」とは、環境省自然環境局野生生物課の公開する「絶滅危惧種分布情報公開ページ」で公開する、植物I(維管束植物)のうち561種を指す。これらの公開種は開発行為にさらされやすい湿地や草地の植物を中心に、乱獲のおそれが少ない種が選定。

- 出典情報を掲載しないことにより、詳細な位置情報までは特定できず、希少種等の保護が図られる。
- 環境影響評価において活用する際は、当サイトの情報だけでなく、幅広く情報収集することが重要であることを説明。

2014/12/5

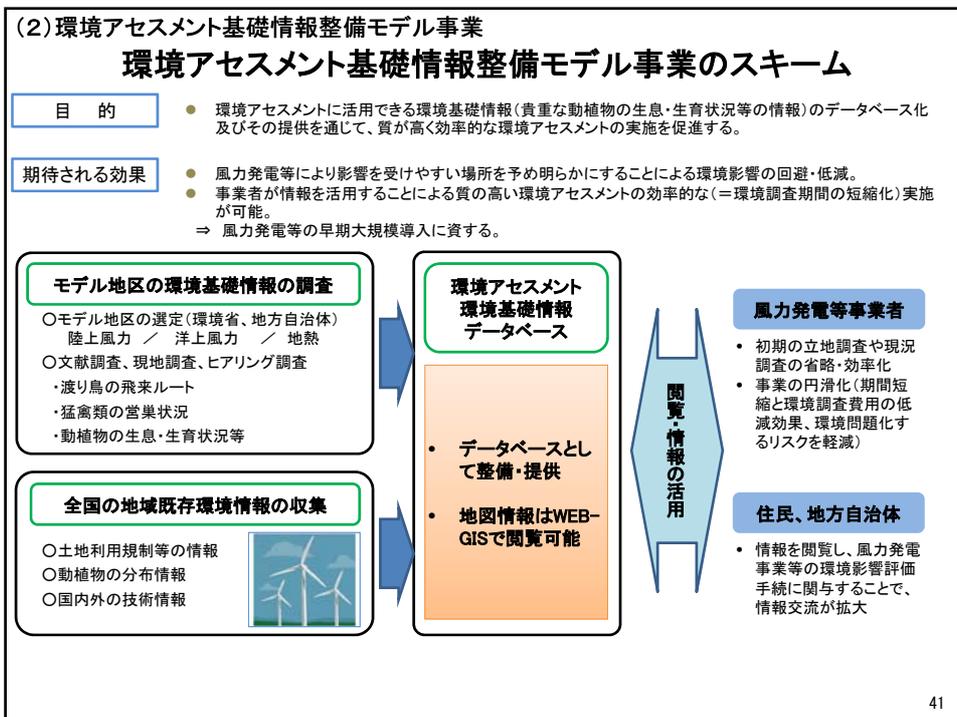
(1) 環境影響評価情報支援ネットワーク  
出現生物種情報の公開イメージ(アセス支援ネット)

検索結果

以下のテーブルは、検索結果を2次メッシュ(5km)にて一覧表示しています。

区分1	区分2	種	学名(学名・和名)	発行年	2次メッシュ	出典ID
哺乳類		イタチ	イタチ	1997	843611	ID-001565
哺乳類		イタチ	イタチ	1997	843611	ID-001566
哺乳類		ネズミ科 sp.	ネズミ科 sp.	1997	843611	ID-001568
哺乳類		ネズミ科 sp.	ネズミ科 sp.	1997	843611	ID-001569
哺乳類		アサカコサシ	アサカコサシ	1997	843611	ID-001565
哺乳類		アサカコサシ	アサカコサシ	1997	843611	ID-001566
哺乳類		コウモリ科	コウモリ科	1997	843611	ID-001565
哺乳類		コウモリ科	コウモリ科	1997	843611	ID-001566
鳥類		オオノボリ	オオノボリ	1996	843611	ID-001578
鳥類		オオノボリ	オオノボリ	1997	843611	ID-001566
鳥類		オオノボリ	オオノボリ	1996	843611	ID-001578
鳥類		オオノボリ	オオノボリ	1997	843611	ID-001566
鳥類		オオノボリ	オオノボリ	1996	843611	ID-001578
鳥類		オオノボリ	オオノボリ	1997	843611	ID-001566

哺乳類、鳥類、両生・は虫類、魚類、昆虫類、植物、その他無脊椎動物、植物群落、生態系の注目種の全種を対象に種名や分類等から個別の分布情報を検索できる。



### (2)環境アセスメント基礎情報整備モデル事業 情報整備モデル地区における環境基礎情報の調査

<b>地域文献調査</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 地域の土地利用状況、土地利用規制等の状況に関する情報、</li> <li>□ 重要な動植物の生息状況に関する情報等の収集、整理。</li> </ul>
<b>地域ヒアリング調査</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 地域の有識者へのヒアリングにより、生息可能性のある生物種の情報、現地調査実施時の留意点等を調査。</li> </ul>
<b>現地調査</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 想定される事業種に応じて、動植物、景観等の環境要素ごとに調査内容を設定。</li> <li>□ 民間の環境調査会社による現地調査を実施。</li> </ul>

**現地調査項目**

○陸上風力を想定した地区

水環境	水質	水の濁り
その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質
動物	重要な種及び注目すべき生息地	哺乳類
		鳥類
		希少猛禽類
		渡り鳥
		ガン、ハクチョウ類
		爬虫類・両生類
		魚類
植物	重要な種及び重要な群落	昆虫類
		底生動物
生態系	地域を特徴づける生態系	
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに眺望景観	
人と自然との触れ合い活動の場	主要な人と自然との触れ合い活動の場	

2014/12/5

○洋上風力を想定した地区

	重要な種及び注目すべき生息地	鳥類 (洋上センサス) 海生鳥類 (繁殖地分布、越冬地)、 海ワシ類 (越冬期生息状況)
動物	海域に生息する動物	音響調査が可能な鯨類  干潟・藻場・サンゴ礁に生息する動物
生態系	地域を特徴づける生態系	
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	

### 情報整備モデル地区の選定状況

H24選定地区			H25選定地区			H25追加選定地区			H26選定地区			H26追加選定地区		
都道府県	市町村	調査面積 (km <sup>2</sup> )	都道府県	市町村	調査面積 (km <sup>2</sup> )	都道府県	市町村	調査面積 (km <sup>2</sup> )	都道府県	市町村	調査面積 (km <sup>2</sup> )	都道府県	市町村	調査面積 (km <sup>2</sup> )
北海道	上ノ国町	1.5	北海道	八雲町	4.0	北海道	稚内市沖	400	北海道	ニセコ町	9	北海道	八雲町山崎	8
青森県	青森市	3.0	青森県	島牧村	1.7	岩手県	普代村・野田村	3	北海道	岩内町沖	37	青森県	五所川原市金木町	4
	横浜町	2.5	青森県	田子町	5.1	岩手県	洋野町沖	40		青森県	寿都町		8	青森県
岩手県	洋野町	1.5	岩手県	洋野町	4.6	秋田県	秋田市・潟上市	6		青森県	寿都町沖	88	岩手県	八戸市南郷区
秋田県	由利本荘市	3.0	秋田県	由利本荘市	4.0	秋田県	南郷沖	580	青森県	八戸市	8	岩手県	奥州市	19
山形県	小国町	2.5	秋田県	大仙市	2.2	秋田県	北郷沖	170	秋田県	能代市	2	岩手県	久慈市	10
福島県	いわき市	5.5	秋田県	能代市	123.5	福島県	いわき市	7	福島県	南相馬市	21	兵庫県	豊岡市竹野町	2
福井県	小浜市	1.0	秋田県	湯沢市	1.5	福島県	古殿町	7	石川県	輪島市	26	兵庫県	豊岡市但東町	2
山口県	萩市	1.0	千葉県	館山市	2.1	福島県	天栄村	2	静岡県	磐田市	10	静岡県	新温泉町	14
鹿児島県	阿久根市	2.0	千葉県	君津市	1.0	福岡県	南相馬市・飯館村	3	愛媛県	八幡浜市	4	静岡県	牧之原市沖	48
S道県10地区			山口県	阿武町・萩市	5.0	静岡県	御前崎港	130	高知県	室戸市	37	兵庫県	洲本市沖	47
			山口県	下関市	0.4	兵庫県	神戸町	4	福岡県	北九州市沖	240	島根県	出雲市沖	52
			愛媛県	砥部町・内子町	2.1	鳥取県	中部沖	40	長崎県	新上五島町沖	158	新潟県	村上市沖	27
			長崎県	西海市	410.2	山口県	萩市	2	鹿児島県	薩摩川内市沖	177	S道県13地区		
			熊本県	芦北町	1.0	福岡県	北九州沖	20	11道県14地区					
			鹿児島県	指宿市	2.1	長崎県	五島市黄島沖	500						
			10道県10地区			鹿児島県	長崎市池島沖	7						
						鹿児島県	串木野港	20						
						11道県10地区								

想定事業	調査面積
陸上風力	360 km <sup>2</sup>
洋上風力	5,369 km <sup>2</sup>
地熱	4 km <sup>2</sup>

※調査中の地区を含む

平成26年度までに20道県、71カ所(陸上風力48カ所、洋上風力21カ所、地熱2カ所)で事業を実施

2014/12/5

(2)環境アセスメント基礎情報整備モデル事業

## 調査結果の公表:環境アセスメント環境基礎情報データベースシステム

①情報整備モデル地区環境情報

- 地域の既存資料調査結果、地元有識者のヒアリング調査結果、動植物・生態系等の現地調査結果※を提供

※希少種情報を除く。希少種情報については、一般には公開せず、環境アセスメントに利用する者からの申請を審査して、個別に地図化(GIS)した情報を提供する。

②地域既存環境情報

- 環境影響評価の際の基礎情報となる国や地方公共団体等による自然情報、社会情報の閲覧

③参考文献検索

- 鳥類への影響に関する文献資料情報
- 騒音・超低周波音に関する文献資料情報等の閲覧

④環境影響評価事例検索

- 都道府県、政令指定都市等の条例に基づく風力発電事業の環境影響評価書の検索・閲覧

平成26年5月27日 公開

①については、現在6地区の情報を掲載。順次、各地区の情報を掲載予定




<https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidb/Service/Login>

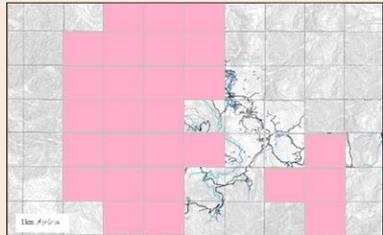
(2)環境アセスメント基礎情報整備モデル事業

## 情報整備モデル地区における現地調査結果の秘匿情報の取扱い

希少な動植物の生息・生育情報については、公にすることにより生息・生育環境の破壊等を誘引するおそれがあることから、次に掲げる手続に沿って申請した者に対してのみ、提供することとする。

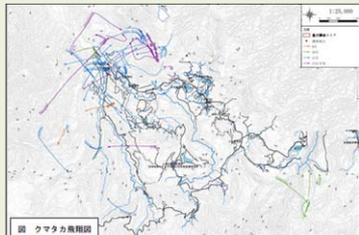
①事業の構想段階の者

申請に基づき、事業の検討(配慮書手続)に必要な1kmメッシュでの生息・生育情報を提供



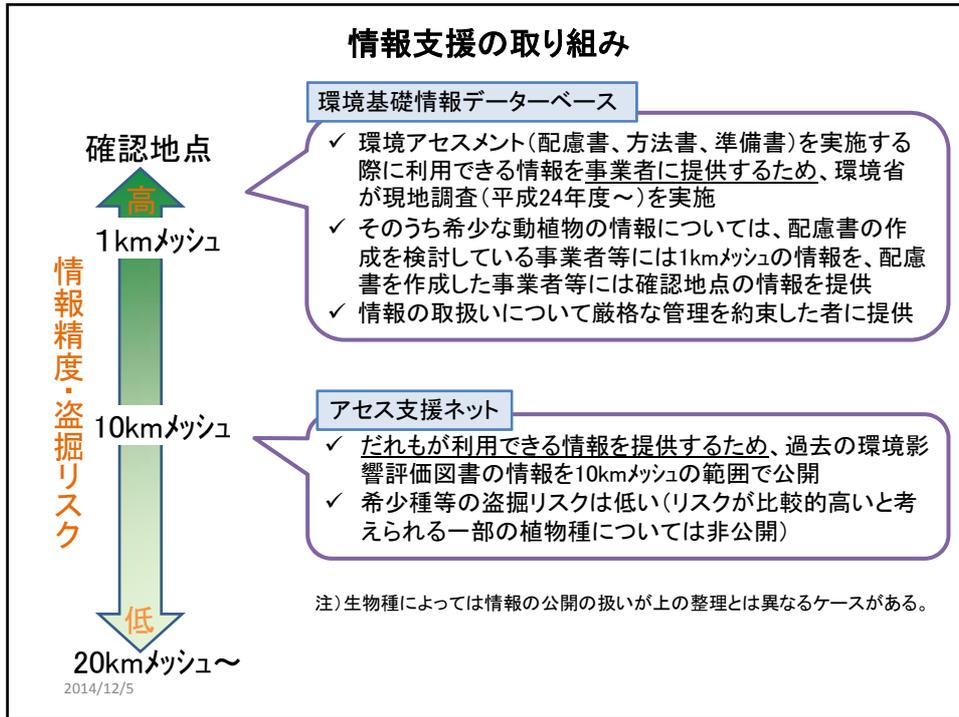
②事業の計画段階の者  
(配慮書手続に入っている者)

申請に基づき、詳細な環境影響評価に必要な加工していない元データでの生息・生育情報を提供



※GISデータのメッシュ化作業中

2014/12/5



## 小規模火力発電に係る環境保全対策ガイドライン

～自治体や事業者の方に広くご活用いただくための環境保全技術先進事例とりまとめ～

**1. 背景・概要** 東日本大震災以降の電力需給や電力自由化を巡る動向を背景に、環境影響評価法における対象規模未満の火力発電所(発電規模1から11.25万kW未満)の設置事業計画が増加。**小規模火力発電所の事業者自らが実行可能な最大限の環境保全対策を講じるための、また、自治体業務の参考として、優良な事例を収集・整理してとりまとめたもの。**

**2. 内容** 小規模火力発電所の特徴や環境影響、環境保全対策などについて記載。特に、**火力発電の設置は、環境負荷の発生源が地域に長期にわたって固定化**されることになり、小規模といえども設置数が増えれば、著しい環境影響が生じるおそれのある石炭火力では、慎重な環境保全対策を検討することが重要。そこで、重要な環境保全対策として、**二酸化炭素排出削減対策**及び**大気環境保全対策**に着目し、取り得る様々な技術を紹介。

**3. 今後** 本ガイドライン(環境保全の技術先進事例)の**周知に努め、活用状況を把握**しつつ、改訂等の必要な対応を検討していく。本文は、こちらからダウンロードで入手可能。  
<http://www.env.go.jp/policy/assess/>